

平成29年7月5日から大雨により被災した 中小企業者に対する金融対策等について

平成29年7月6日

平成29年7月5日から大雨に伴い災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災した中小企業者の事業復旧費等に係る県制度資金の融資について特別融資を適用するとともに、特別相談窓口を設置したので、お知らせします。

記

1 県制度資金の特別融資

- (1) 資金名 地域産業振興資金（災害復旧融資＜特別融資＞）
- (2) 融資対象者 中小企業者であって火災、風水害その他天変地異により被災し復旧を図ろうとする者
- (3) 対象経費 今回の大雨により設備の損壊若しくは資材の流出、き損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じていることについて、当該融資を受けようとする者の所在地を管轄する市町村長が、被災又は売上の減少等について証明した者の復旧又は、経営の安定のために必要な資金
- (4) 融資条件
- ①融資限度額 企業3,500万円、組合7,000万円
- ②融資期間 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）
運転資金 10年以内（うち据置1年以内）
- ③融資利率 年1.8% ←通常「一般融資」では 年2.1%
- ④保証料率 年0.55%以内 年0.85%以内
- ⑤担保等 原則として第三者保証人不要、必要に応じて担保徴求
- ⑥その他の条件 市町村の証明書（別添）が必要
- ⑦取扱金融機関 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金大分支店
上記取扱金融機関、商工会議所、商工会
- ⑧申込先 中小企業団体中央会（組合事業のみ）
- (5) 取扱期間 平成29年7月6日～平成29年12月31日

2 特別相談窓口

- (1) 設置場所 経営創造・金融課（金融・再生支援班）、大分県信用保証協会、県内各地の商工会議所、商工会
大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会
- (2) 対応時間 各窓口の営業時間
経営創造・金融課は7月8日及び9日の午前9時～午後5時15分も対応
- (3) 設置期間 平成29年7月6日～当分の間

【お問い合わせ先】

経営創造・金融課 金融・再生支援班
担当者：友永、山崎、秦
内線（3225、3226）
直通：097-506-3226